

## 利用料金

## 1. 利用料金

利用者が次の諸室を使用する際の利用料金は、各諸室の性能と面積を考慮し、他の公共施設の使用料水準から大幅に逸脱しない範囲で提案を求める。また、それら使用に伴って附属設備及び備品等を利用する場合の利用料金についても提案を求め、当該提案に基づき、市と協議のうえ決定するものとする。

利用料金の設定にあたっては、利用者の利便性を高める料金体系(1時間単位など)を基本とし、負担しやすい料金体系を設定すること。なお、他の公共施設における市民利用を想定した貸室使用料は約8～10円(税込)/時間・㎡である。

また、各諸室の利用形態は、次のとおりを想定する。

室名		利用形態
ミーティングスペース×市民活動		占有
多目的スペース		占有
クリエイティブスタジオ		占有
パフォーマンススタジオ		占有
市民ギャラリー		占有
リビングラボ	リビングラボスペース	占有
	コワーキングスペース	共有
	ビジネスライブラリー※1	共有
	ミーティング機能※2	占有
	ワークラボ※2	占有

※1:ビジネスライブラリーを有料とするかは、提案による。

※2:リビングラボにおけるミーティング機能及びワークラボの導入は、任意である。

## 2. 減免対象

次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の対象とする。減免に対する市から SPC への補填はしない。

場合	減免割合
(1) 市が直接使用する場合	50%
(2) 市が共催する事業に使用する場合	30%
(3) 市が後援する事業に使用する場合	20%

### 3. 営利加算

利用者が諸室を営利目的で利用する場合は、利用料金に対して、営利加算する予定である。営利目的で利用する場合とは、催し物、物品販売、宣伝等を目的として利用する場合をいう。

加算額は、今後制定する施設の設置条例において定めるが、利用料金の額の100%程度を想定する。